

第5回滋賀県行政経営改革委員会会議録

- 1 日時： 平成22年6月2日（水） 13:30～15:30
- 2 場所： 滋賀県公館
- 3 議題： （1）「新しい行政改革の方針実施計画」の取組状況について
（2）「外郭団体および公の施設見直し計画」の取組状況について
（3）「次期 行財政改革の方針」に関する提言の骨子案について
（4）その他
- 4 出席委員： 大道委員長、岩根委員、小川委員、奥村委員、北村委員、小久保委員、柴崎委員、新川委員、西尾委員、松元委員、森野委員
- 5 資料： （1）「新しい行政改革の方針実施計画」の取組状況
（2）「外郭団体および公の施設見直し計画」の取組状況
（3）地域主権改革等の動向
（4）平成22年度当初予算の概要
（5）「次期行財政改革の方針」に関する提言の骨子案
（6）行財政改革方針策定スケジュール
（別冊）平成22年度滋賀県重要施策大綱

6 会議概要

（1）開会

《副知事あいさつ》

一言あいさつをさせていただきます。日頃、何かとお世話になっており、また今日はご多用の所お集まりいただきありがとうございます。この委員会からは昨年7月、8月に行財政改革に関する提言、外郭団体および公の施設の見直しに関する提言をすでに頂いております。いずれも厳しい行財政運営の中で、県政の新しい道しるべということで、その方向で私どもも努力している最中であります。

現在、県政運営を担う非常に大きな課題として二つあると思っています。ひとつは地域主権改革という大波。もう一つは非常に財政的に厳しい状況をどのようにするかです。一つめの地域主権改革については、今日鳩山総理が辞意を表されたということだが、昨年の鳩山政権の発足以来、政権の1丁目1番地ということで様々な改革の案を取りまとめ、国会で議論されている。これからその具体像が明らかになってくる段階だと思っております。

た。今後、この改革が国政にどのような形で取り入れられていくのかはまだわかりませんが、どのような政権になったとしても、地域のことは地域で決定をしていく、そのための行財政のシステムを作っていくということは非常に大きな流れの中で変わることはないと思っておりますし、そういう方向で県政を進めていかないといけないと思っております。そういう中で、これまでの行財政システムを大きく変える動きの中で、新しい県政をどのように作っていけばいいか、私どもも検討していかないといけませんし、この委員会でぜひ御議論を頂戴したいと考えております。

もうひとつ、財政の面でございますが、これまでも公の財政でございますので、非常に正直に申し上げますと、楽だったということを行う財政当局者は一人もいないわけで、どの時代も苦しいと言ってきたと思います。では昨今の状況はこれまでの言ってきたことがオカミ少年ではないかというくらいの状況で、本当に苦しい。これはどの地方公共団体、国も含めて、もしくは国際的にそういう状況になっているかも知れないがそのような公の仕事をどのような負担のもとに行っていくのかということが厳しく問われている時代であろうかと思っております。今まで以上に持続可能な財政基盤を作ってその中で行政運営、財政運営をしていく必要を感じております。ご審議をいただいております行財政改革が本当に求められている時代に立っているという認識でございます。そういう意味で今年の1月に設置いただいた部会の委員のみなさまには大変ご多忙のところ御議論をいただいておりますので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っております。引き続きお願い申し上げたいと思っております。最後になりましたが、委員会の活発な御審議をお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくおねがいいたします。

《委員長あいさつ》

開会にあたりまして一言ごあいさつもうしあげます。委員の皆さんにはお忙しい中、またお暑い中御出席を賜りしてありがとうございます。さて、昨今の経済情勢でございますが5月に発表された上場企業の決算状況ならびに政府日銀の決算見通し、そういったものを見ておりますと緩やかながらも回復しているということが言えますし、滋賀県経済につきましても先月の27日に県の商工観光労働部より発表されました経済指標で見ると、これも緩やかながら回復してきたと思っております。しかしながら、今回の回復過程において従来とまったく異なる点は大企業の業績が回復してもそれが中小、零細にはなかなか波及せず、ごく限定的に留まっているということです。これは大企業の回復がリーマンショック以降、懸命にリストラに努力された、その成果が出てきたということと、もう一つは売り上げの回復は海外、特に中国で生産し、その資材は中国で調達し、販売も現地、新興国向けになさっておられる。従って内需に寄与していないという点から中小零細にとってはまったく実感を伴わない回復になっていると感じている次第です。従いまして雇用情勢を見ても若干戻ってきたものの4月はまた0.01落ち込みまして、0.46という極めて低い水準に留まっておりますし、当然ながら消費需要につきましても極めて低調な状態にな

っていると言えると思います。私も職務は銀行でございまして、県内の経済、取引先を支えるのに出来る限りの努力をしているところではございますが、国、県、市町、それぞれのレベルにおいて景気対策というものをお願いしたいと日頃思っている次第でございます。

そういう状況の中でのこの委員会の開催でございますが、県の方から非常に厳しい財政の状況等をお聞きする中で、それを踏まえまして7月に知事に対して行財政改革に関する提言をさせていただき、8月には外郭団体および公の施設の見直しに関する提言をさせていただきました。これらは施策の重点化などの必要の観点から、より一層の行財政改革を求めたものでございますが、本日につきましてはそれらの進捗状況の報告をいただきまして委員の皆さん方もそれらについて、住民の方等の声を聞いてのご意見もあるかと思っておりますので、その進捗についてのご意見を聞く時間も設けたいと考えています。いずれにしましても今後も当委員会としては県の行財政改革の進展に資するように一層の議論を深め、必要な提言をして参りたい、このように考えております。それからもう一つの議題につきましては、これまで部会でご検討いただいております次期の行革方針の提言案についてその中間報告をいただき、それを踏まえてこれから本委員会としてどのような提言をまとめ上げていくかということをお議論賜りたいと思います。今日の朝からずっとニュースでやっておりますが、鳩山さんの辞意表明、小沢幹事長も合わせて辞任ということをお伝えされておりますが、上が変わっても民主党の政権は変わらないので大きな変化はないにしてもある分については濃い霧の中を進んでいくような、中長期の話になればなるほど不透明なところもあるかと思っておりますが、さきほど副知事もおっしゃったように県は当面の地域住民のための施策を実施して行政を行っていかねばなりませんし、我々も今時点で出来る限りの中期までくらいの提言をまとめ上げていきたいと考えております。最後になりましたが、本日は予定時間が2時間と長くなっておりますので、気楽にさせていただき、しかし忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。円滑な進行にもご協力お願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

<事務局より会議日程、資料について説明>

(2) 議題1 「新しい行政改革の方針実施計画」の取組状況について

<事務局より資料(1)により説明>

事務局:平成20年3月に新しい行政改革の方針の実施計画を策定しました。進捗状況は107項目のうち91.6%ということでおおむね計画通りの進捗をしています。分権時代を見据えた県の役割の明確化の取組では国への政策提言、シンポジウム等を開催してまいります。課題としては今後地域主権改革の動向を注視しながら積極的な取組を図っていきたいと考えております。市町とのより適切な連携関係の構築について、県と市町の対

話の充実では平成 20 年 4 月に滋賀県・市町の対話システムの運用を開始し、話し合いを進めています。市町への権限移譲の一層の推進では「さらなる権限移譲基本計画」において権限移譲を図り、68 事務について、計画に対する進捗率 86.5%の実施をしております。持続可能な財政基盤の取組では歳入確保の取組として県税収入の確保に努めています。また滋賀県地方税滞納整理機構を設置し県と市町で共同徴収をしております。平成 21 年度では 9 市町で共同徴収を実施し、1 億 1 千万円の収入を図っております。県有資産の有効活用では未利用県有地の売却や「滋賀県広告等事業実施要綱」を策定し、広報誌、HP にバナー広告を載せるなどし、約 900 万円の収入を得ております。寄付の促進では、マザーレイク滋賀応援寄付条例を策定し、89 件、約 4,800 万円の寄付金をいただきました。社会環境の変化や県の役割を踏まえた県の組織機構の見直しでは地方機関の見直しに取り組んでいます。地域振興局を廃止し、行政分野ごとの単独事務所に再編いたしました。研究機関等の見直しにつきましても高等技術専門校の見直しを行うほか、県立高校の見直しについても計画の策定を検討しております。公の施設の見直しでは滋賀会館の文化施設としての機能を廃止しました。課題もありますが、見直し計画について全庁的に確実かつ効果的に進めていく必要があります。定数の削減では削減目標 300 人に対し 302 人の削減を行ったところでございます。給与の見直しでは職員給与の独自削減として、給与カット、管理職手当のカット、期末勤勉手当の加算額のカットを実施いたしております。福利厚生事業では互助会に対する補助金を廃止しております。公営企業、県出資法人の効率的効果的な経営の促進では、県出資法人の外郭団体でびわ湖レイクフロントセンター、滋賀県公園・緑地センターを廃止しました。「外郭団体および公の施設見直し計画」を策定し、着実に推進していきます。対話と共感により開かれた県政の促進では、多様な主体との協働の推進で協働提案制度による協働事業の公募、予算措置をいたしました。昨年は 11 件を決定いたしました。効果的な経営のための県庁力最大化の取組では業務執行方法等の効率化、適正化で給与等システムの導入により事務の省力化を図った所でございます。契約事務の競争性、公平性の向上では随意契約の事前契約の事前チェックの義務付け、オープンカウンターを導入したところです。以上、主な取組でございますが、ご報告をさせていただきます。

委員長：ただいまの内容の中でご意見、質問はございませんか。

委員長：全体として 91.6%、自己評価としてはがんばってやっているという感じですか。

事務局：取組ができていないものがないということで、全体としてはがんばってやっていると思います。

A 委員：指定管理者制度、公共的サービスを担う独立した主体、多様な主体との協働の推進、これらを 22 年度以降はどのように進めていくつもりなのか。「新しい公共」をどうするかということで関わってくる。何か思いがあるのなら教えていただきたい。

事務局：多様な主体との協働ということで、昨年度協働提案制度で県の方から公募するも

の、NPO 等を含めた団体から提案をいただくものを進めてきた。その中で県からテーマを出したものの他に団体の皆さんからご提案をいただいたものもあり、そういったものは国の改革における「新しい公共」に繋がるものと思っています。今年度も今まで県側からの見方でしかやっていたので制度を見直し、改善をしている。「新しい公共」のなかで官が独占していたものを民の中でというものに繋がっていくと思っています。

(3) 議題2 「外郭団体および公の施設見直し計画」の取組状況について

<事務局より資料(2)により説明>

事務局：委員会の提言を受け、見直し計画を策定いたしましたして、平成26年度までを計画期間としたところです。1月から3月までのこれまでの取組状況を報告します。短時間でございますので総じて取組スケジュール等の検討、地元市町関係団体との協議、意見交換、あるいは検討委員会を設置したというところがございます。外郭団体については滋賀県下水道公社については関係市、団体との検討の開催を行ってきました。滋賀県障害者雇用支援センターでは働きくらし応援センター事業について新しく設ける社会福祉法人へ機能統合していくという方針を決定したところです。土地開発公社については平成25年度までの滋賀県土地開発公社改革中期方針を策定いたしました。自立性の拡大とした団体ではそれぞれ取組をなさっておりますが、公益法人団体への以降の取組等を中心に取り組んでおられます。抜本的経営見直しとした滋賀県造林公社、びわ湖造林公社については今年度策定予定の経営計画について検討する委員会の準備に取りかかっているところです。公の施設では廃止とした施設のうち滋賀会館では文化施設としての廃止をいたしました。きぬがさ荘では入居者、家族への説明を行いつつ、新規の入居を募集停止としています。移管売却では日野溪園、安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘については昨年度中に移管先として滋賀県社会福祉事業団を選定したところです。荒神山少年自然の家は彦根市に移管する方向で合意をしております。抜本的な見直しでは長寿社会福祉センターでは施設活用のあり方の検討会が設置されておりますが、この施設と滋賀レイカディア大学は存続の方針とされております。見直しの取組については全庁的に着実に進めるということで推進会議も設けながら鋭意取り組んでいきたいと思っております。

委員長：ご質問、ご意見ご自由に出していただきたいと思います。各委員さんにもこの提言を出して以降、いろいろな個人的なご意見とかプレッシャーみたいなものがあつたかと思うのですが、私自身は草津に住んでいて、芸術創造館が廃止になるということで署名運動が3万を超える署名になったのですが、家の方もずっといろいろな声がか

ってきて、表も歩けないと。ずいぶん地元の有力者、会館の近所にお住まいの方からお話をいただいて、あれだけの声があったらなんとか存続するような形を考えていただけないだろうかということを経務局に対して申し上げていた次第です。1つだけ取りあげると総論賛成各論うんぬんで大変恐縮ですけども、みなさん方がいいかでしょうか。

B委員：安土町、長浜荘、さつき荘、福良荘は特別養護老人ホームで、民間事業所でも十分やっていける事例もあるので、民間も含めた移管という議論だったと思うが、公募により社会福祉事業団でされたら、どのような手続で決まったのか。

事務局：2月に公募を行い、その結果社会福祉事業団が選定された。3団体から応募があって審査の結果、社会福祉事業団に移管するという事になった。

B委員：移管後は社会福祉事業団として自立運営できると？

事務局：そういうことです。実績もあり、移管となりました。

B委員：人件費が県職員と同水準で高コストだったと思いますが。そのあたりは削減されるような計画だったのでしょうか。

事務局：社会福祉事業団自体が、人件費について過去の施設については公務員と同じという状況になっているが、これでは運営できないということで抜本的な見直しをされている。かなりの見直しをしないと収支は合わないのではと思っています。木之本の福祉施設も指定管理を受け、県の外郭団体から福祉の専門団体へ巣立っていかれるものだと思います。

C委員：協議されている中で、どうしても無理だとか、見通しが立っていないものの割合はどの程度あるのでしょうか。私も仕事柄直接的なお付き合いのある方が多いので、2月以降はずいぶんといやがらせのようなことをいただいたり、直接的に言われたりもしました。本当にそれでよかったのかどうか反省しているところも私自身もあります。あの時に強硬的にあれだけは残しておいてほしいということ言えばよかったと悔やんでいるところもあります。それはやむを得ないと思っているが、改善していく中で、改めて検討されているのか。

事務局：地元等への説明協議はまだかかり始めというところが多い状況です。当然ながら市町も財政状況が厳しいわけで、十分時間をかけて協議を進めていくものだと思います。その中においても移管するための用意、(施設の)一部手直しや条件整備、地元とも十分打ち合わせをして進めていくものだと思います。現時点でNOといわれたところもあるように聞いていますが、しっかりと続けてやっていきます。また1つの市に移管する施設に県庁の所管部局が違うものがあるのでそれは一体的に地元市にあたっていかないといけなさそうだし、ものによっては施設の中に市の施設が入っているものもあり市の施設の運営主体を含めて運営する方法も可能ではないかと思っています。またある施設では土地が地元市のものであるケースもあります。施設それぞれ出来上がった事情が違うので、しっかりと地元市、事業者とも話をしながら

やっていきたいと考えております。たとえばヨットハーバーからは施設管理料を自ら負担する形で運営できないかと提案をいただいて、そういった中で進めていくものもあります。各所管課共々、地元の皆さんと移譲等についてすすめていきたいと思っています。

D委員：男女参画センターの検討委員、私も入らせていただくことになったのですが、もともとあそこを廃止することになった修繕費の数字の見通しが見方によってずいぶん違って、実際にはそんなにかからないのではないかという意見も出ていて、また国の予算である程度修繕できたりということもあって、お金の話では見方や切り口で変わってくるものだと思っています。今後はもう少しそういった数字も把握していかないと責任ある決断が出来ないのではないかと思います。

事務局：国の経済対策の予算が付きまして、一定の修繕はその予算から回してよいとなりました。さきほどの移管施設もそういった予算を使って修繕をした上で、団体の方に移管しようということになっています。それについても個々それぞれのケースがあるかと思っています。

E委員：外郭団体、公の施設の問題、個々をどうするかではそれぞれにポイントがあり、施設の問題でいえば、抜本の見直しとなる男女共同参画センター、滋賀県民芸術創造館、長寿福祉社会センターはおそらくいろいろな批判を想定して抜本の見直しとしたわけです。これは見直しの委員会の提案がどう実現をしたかを示すバロメーターでもあるわけです。結果として元に戻ってもよいが抜本の見直しに足りうるような議論がなされたかどうかのポイントだと思います。県の社会福祉事業団の問題は大きな問題で、いくつかの施設が社会福祉事業団以外の社会福祉法人に移管されてそれなりの民間の社会福祉法人の力がより一層付く、これまでは一社会福祉法人一施設という非常に脆弱なものだった、社会福祉事業団以外にも法人としてのノウハウと専門性を持つものに解放するということが大事だという議論をしたわけで、そうならなかったのは残念だが、その代わり県の社会福祉事業団が県の外郭団体から民間の社会福祉法人と同等になるかどうかのポイントです。このように見直しのポイントがあるわけで、部会の議論を繰り返しながら進行管理をしっかりしていただきたい。

F委員：外郭団体の議論も公の施設の議論も県として関わるといふことの意味が問われていたという意味が大きかったのではないかと思います。県でなければやっていけないような事業、サービスはおそらくあるだろうということで、そういうものについてはそれなりの判断をしてきたつもりでありました。ですが、一方では多くの施設や事業が県内それぞれの特定の地域、特定の受益者、特定の分野に限定されているという基本的な性質を鑑みたときに、果たして県としてどうそれを支えていくのがよいのかということも議論してきたつもりで、従来のように県がサービスを提供するのではなく、それ以外の担い方を積極的に見つけ出して欲しいということで市町、民間の団体の移行を考えてきたという経緯があります。この原則を外れるようであれば外郭団体、公

の施設の議論もほとんど意味がないものになると私は思っております。

事務局：推進にあたってはしっかりとその点を確認して進めてまいりたいと考えています。

委員長：新しい各事業の支え方のあり方はきっちり県としてフォローしていくように引き続き努力をいただきたいと思います。

(4) 議題3 「次期 行財政改革の方針」に関する提言の骨子案について

委員長：前回設置した部会において議論されており、部会の検討状況につきましてはI委員より報告をしていただきますが、その前に国で議論されており、地域主権改革等の動向について、地方の行革を考えていく上でも関係がありますので事務局より説明をしていただきたいと思います。

<事務局より資料3,4により説明>

事務局：原口プランについて、平成22年の3月には地域主権推進一括法案が国会に提出されており、これについては戦略会議の設置と義務付け枠付けの見直しを行う法案、地方自治法の抜本見直しを行う前倒し分の実施という法案、国と地方の場の協議の法制化の法案、この3つが現在国会に提出されており、現在衆議院で審議中でございます。平成22年度の夏に地域主権戦略大綱が出されるということでございます。午前中の総理大臣の記者会見では6月にも大綱を出すというスケジュールは変えないということでした。この大綱では基本的には義務付け枠付け、あるいは基礎自治体への権限移譲の計画を盛り込むこと、それから一括交付金化を盛り込む、それから出先期間改革の基本的な考え方を盛り込むということにされております。なお出先機関改革については5月21,24日に公開討議ということで各省庁のヒアリングが行われております。また知事会のプロジェクトチームからも検討、整理がされております。6月にも大綱が出ましたらそれを受けまして地域主権推進一括法案の2次法案が次期の国会に出される予定となっております。合わせて一括交付金については法案と合わせて予算化をするという予定になっております。大きな動きは以上の通りです。自治体に対する義務付け枠付けについては地方分権推進委員会の第3次勧告のうち地方が要望した分のみの法案が出されています。第3次勧告の残りの部分が地域主権戦略会議で検討され、大綱に盛り込まれてくるという予定です。基礎自治体への権限移譲については地方分権委員会の1次勧告を現在具体化して大綱に盛り込むべき検討をしています。一括交付金についても基本的な考え方を整理し、大綱に盛り込んだ後、予算化し23年度から施行を考えておられます。法制関係では地方政府基本法、現在の地方自治法を抜本的に見直すということで、総務省、地方行財政検討会議で検討して前倒し分が法案となっているところです。出先機関改革は基本的考え方が整理をされています。以上が総括的な状況です。義務付け・枠付けの見直しの取組状況では、63項目

121 条項については法案として提案されております。二次見直し分では 370 項目について第 5 回の戦略会議の段階で 310 項目 84% について見直しを実施するという回答がございました。条項数では 751 条項、536 条項を実施するという事です。

基礎自治体への権限移譲の取組状況では 82 項目が検討され、59 項目 72% について権限移譲を行うという回答があったところでございます。条項ベースでいくと 384 条項のうち 207 条項の 54% について権限移譲を行うという状況です。基礎自治体への権限移譲では地方自治法に基づいて各府県で独自で権限移譲ができるので、滋賀県の場合も 384 条項のうち 4 割程度はすでに移譲を実施しております。207 条項では半分程度、100 程度の新規の移譲が行われるということになる予定です。一括交付金化の基本的な考え方はひも付き補助金を廃止し、自由に使える交付金ということで自由度を増すということで、地域が自己決定できる財源ということです。資料のとりの整理がされております。制度設計としては投資として一分野、經常についてはいくつかの分野、各府省の枠を越えて出来る限り大きいブロックに括る、国の事前関与を縮小し、客観的指標を導入し配分を行い、補助金等の必要額により総額を決定とされております。実施手順としては順次導入ということでございます。「新しい公共」については支えあい、活気のある社会を作るための協働の場であると定義されております。「新しい公共」の主体は国民であると、国民が当事者として自分たちで社会を作るという気持ちを新たにし、一人一人が出来ることをしていくということが基本的な考え方であり、企業についても市場を通じて社会に受け入れられ、貢献することで対価として利潤を上げるという基本的な考え方のもと積極的に推進していくということでございます。また NPO、社会的課題を解決するための事業体については継続的な活動を行える仕組みが大切、また公共への政府の関わり方としては大胆な見直しが必要である、大胆な制度改革をし、政府が独占した領域を「新しい公共」に開く、「新しい公共」が取りなす社会というのはすべての人に居場所と出番があり、みなに人が役立つことの喜びを大切にする社会であると共に、新しいサービス市場が興り活発な経済活動が展開され、その果実が社会に戻ってくることで生活が潤うという、そういう新しい成長となると整理されております。

平成 22 年度の当初予算では一般会計については 4,946 億円、5 つの項目について施策の重点化を図ったところです。平成 22 年の予算では 187 億円の財源不足に対応したところです。当初予算は前年度に比べ 1.9% の増でございますが、国の経済対策を財源とした事業を除くと、1.6% 減の予算規模でございます。県債残高の総額としては平成 22 年に 1 兆円を越え、臨時財政対策債を除いたものは 7,415 億円です。歳入については、交付税については一番多かった平成 12 年から 500 億円程度の減となっております。基金残高は 522 億円ありますが、財政調整的な役割を持つ県債管理基金と財政調整基金は計 41 億円です。当初予算額の内訳では人件費、扶助費、公債費の義務

的経費が増加しており、普通建設事業費では過去に 1,000 億円程度あったものが 600 億円に減っております。説明は以上です。

委員長：続きまして I 委員から検討状況の報告をいただきます。

I 委員：これまで 3 回の検討を行って参りました。今日皆さんに御議論いただいた後、部会としてあと 2 回の議論をし、委員会に方針案を提案します。「次期行財政改革の方針」提言（案）に関する骨子案の説明をさせていただきます。最初は県政経営を取り巻く環境の問題、2 番目には改革の基本方針、3 番目には改革の基本方針、そして改革の実施項目の四本の柱で整理します。第一、県政経営を取り巻く状況は 3 つの柱でまとめています。最初は地方分権、地域主権改革の進展でございます。国における改革の成否が大きな影響を与えるということでございます。2 つめは、そのなかで市町村合併が進展したことでございます。本県では平成の合併によって現在 19 市町と減少し、人口 1 万人未満の小規模町は 3 町のみとなり基礎自治体の規模拡大をして、それなりの行政基盤の整備が進展したという状況に立ち至っているわけでありまして。そういった問題が 1 つの柱で、2 つめが多様な主体への公共サービスへの転換が必要になってきている。「新しい公共」と民主党政権では言われているが、その対応でございます。地域の多様な主体が様々な地域の公共的活動に参加し、公共サービスの担い手となって、活気のある地域社会を築く仕組みづくりが構築されています。滋賀県では様々な先進的活動の歴史があり、近江商人の理念に基づいた企業経営がかなり定着をしている。ボランティア活動の参加率が全国平均をかなり上回っている、そういうなかで「新しい公共」を県内で育成する土壌がかなり形成されているという状況です。3 つめの柱は危機的な財政状況に対して着実に対応をしていく必要があります。三位一体改革以来、地方交付税の大幅な削減、地方一般財源を抑制する方向で改革が進められてきました。さらに産業構造が第二次産業に特化している県内の状況で法人二税の県税収入の割合が非常に高く、県税収入が大幅に減少しそれほど大きな回復が今後見込めそうにないという状況で財政再建プログラム等財政改革に取り組んできたけれども、県財政の硬直化が進展し基金が減少し非常に深刻な財政状況に直面しているという状況があります。

改革の基本方針と進め方ですが、基本は自らの地域のことは自らが責任を持って作っていくという考え方、そして行政依存ではなく「新しい公共」という主体を育てながら改革を進めていく、そして幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるという県の基本構想の理念、ということが非常に大事になって 3 つの方針のもと、行財政全般を見直します。基本方針は第一に地域主権改革に対応した県庁づくりとし、県が担い手として主体的自立的に必要な施策を展開していく仕組み作りが大事であって、そのために必要な税財源基盤の確立を目指します。第二に地域の課題を解決できる職員の育成、地域の課題に対して自ら解決ができる、そういった政策立案能力、的確な課題に対応できる職員の育成をする、またそういった職員の力を最大限発揮でき

る県庁づくりもしていく。第三として、国、県、市町の役割の明確化と権限移譲として、分権時代においては市町村が非常に大事になって、県は市町の主体的姿勢を尊重し、市町が担うことの困難な事務に取り組むと言うことでございます。

基本方針の1つめでは県の業務のうち住民に身近な業務は基本的に市町が担うことを検討し、権限の移譲を進めていき地域の相応しい主体がサービスを提供するということです。基本方針の2つめとして県民と行政が共に地域を支える協働型社会づくりであって、県としても「新しい公共」の芽を育てる政策を積極的に進めていく、「新しい公共」の開放で県民に見える県政経営を進めながらこれまで県が独占してきた分野を開放するとし、様々な主体が参加する仕組みを作る。新しいサービス市場の創造では県が担っていた業務を「新しい公共」に開放するだけではなく、地域社会の「新しい公共」的な事業が「新しい公共」により担われ、県の様々な活動、地域公共づくりが円滑に進行されると同時に、新しい経済活動が展開される、そういう仕組みを積極的に考えるということでございます。基本方針の3つめでは次世代に向けて持続可能な行財政基盤の確立であり、簡素化、効率化、重点化に対応する基盤づくりです。様々な行政課題に的確かつ持続的に対応できるように滋賀の活力を活かすとともに組織体制の簡素化、効率化や歳出・歳入面からの改革を進める。施策の重点化を図るなど持続可能な行財政基盤の確立を目指す。安定的な税源のためには経済の活性化も不可欠なので、そういったものも取り組む。同時に深刻な財政危機に着実に対応するため、当面の財政危機に対して改革の道筋を示しながら、それを着実にやっていくことが必要です。

こういった方針を踏まえ、具体的な実施項目を、これは今後部会でも検討する必要があるので骨子だけを示しています。柱立てとしては地域主権改革に対応した県行政を進める仕組み作り、協働型の県行政を進める仕組み作り、財政の健全化、効率的な行政運営体制の推進と組織の活性化、「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進、業務改善の推進です。

提言の実現にあたっては4年間を目途として明確な目標を掲げた行財政方針および実施計画を策定し、着実に取り組まれるものとする、なお改革にあたっては進行管理を行う必要がある、また計画の取組は4年間としますが、本県の行財政を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合には適宜見直しを行う。こういった柱で次期の行財政改革の骨子をまとめました。

委員長：I委員および部会のみなさん、たいへんありがとうございました。ただ今の案についてご意見ご質問等に移りたいと思います。

C委員：絵に描いた餅にならないといいなと思っておりますが、4年間で事業計画を策定するのか、4年間でこれを実施するのかどちらでしょうか。骨子が出来たらすぐ出来ることからやっていった方が早いように思うがどうでしょうか。

I委員：今後の4年間にわたる行財政改革の方針を私どもで決めまして、それを委員会の

場で決定をし、知事に答申をするわけで、それを受けて県が4年間でどう行財政改革を進めるのかという問題について具体化し、4年間で進めていくということになります。民主党政権が大きく揺れておりますが、地域主権改革というものがどうなるかという問題は別にして、95年の地方分権推進委員会の発足以降この10年間の分権を巡る流れ、大きな方向は今後も続くのではないかと思いますので、地域主権改革と言われている内容や「新しい公共」というものをベースにした地域公共サービスの発展を進めていくという方向は社会的な動きであると思いますが、このあたりはある程度おさえた上で、今後の状況に対応しながら改革を推進していくことになろうかと私は思っております。

C委員：この会議が始まる時に知事からとにかく大変だ、お金がない、なんとかしなきゃと聞いておりましたので、即何かを変えていかないとできないと思って廃止するもの、見直しするものと言ってきたんです。そのせっぱ詰まった話があり、先生の話では結構のんびりしているというニュアンスを受けてしまったものですから。

副知事：今後のご検討のスケジュールでこの夏に方針の枠組みをいただいて、ただちに県の行政の方に持って行く手続に持っていきます。今年の年内には実際に方針を取りまとめるということで、22年度中に実施計画まで取りまとめる。早いものは23年度の予算なり組織の見直しなり、そのあたりに反映をさせていただきたい。4年間と書いているのは、実施はこの4年間にやっていくというつもりです。事務局から言うのは恐縮だが、行財政改革という取組は長く項目として取りあげてきました。考えつくようなことについてはすでに実施をしてきたと思っています。外郭団体公の施設見直しでは直接影響が出るような項目まで見直しをするというところまで来ているという認識をもっています。今回はさらに上載せをするということで、いかにして県民みんなに共感が得られるような方針計画ができるかが一番のポイントだと思います。部会で御苦労いただいたのも、何のためにこういう改革をするのか、その理念のところ非常に御苦労いただいたと理解をしております、県民の理解が得られないと計画通り出来ませんので、理念を重視していく必要があるという思いでご検討をお願いしておりました。

G委員：「新しい公共」という国の発想が私にとってはしっくりこなくて、「新しい公共」というものを読んでいると出来る人は勝手にやって、取り残された県民や社会的弱者のフォローはほったらかしという書き方になっています。ただ今年の予算編成では県民のいのちと暮らしを守ると、セーフティーネットに真っ向から取りあげられている。病院や子育てにたくさん予算をつけていただいている、ということは県の方では見落としてはいないと思いますが、この行財政改革のプランだけを見ていると、「新しい公共」という発想でできるものだけがやっていくと(いうニュアンスがある)、(日野溪園、安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘について)社会福祉事業団に全部移管するのは委員会の議論過程を見ると納得できないものはあるが県としてはここまでは県

の予算でサービスはやる、ここから先は我慢してくださいという理念的な部分をもう少しわかりやすく書いていただきたい。お金がない行財政改革の方針だけで見ているとそういった最低限のセーフティーネットというものが見落とされている感覚がある。そこについて工夫いただければ。

I 委員：さきほどの公の施設の問題でも行政としての、県としての行政の立ち位置をどうするかという問題です。県と社会福祉事業団と民間の社会福祉法人との関係は非常に問題があって、厚生労働省自体が民間の力をつける必要があって従来型の行政補完型では限界があるという方針を3年前に出している。そういったものを踏まえながら、すべてを県の社会福祉事業団が担うという考え方は古くて、むしろ「新しい公共」というのは現在に民間団体になってくれというのではなくて、そこにそれなりの「新しい公共」を担う力を与えながらやってくれということです。外郭団体に議論したことは積極的に県が持っている施設を広く公開をして一社会福祉法人が二つ、三つの施設を持てるようにしてあげて、いろんなことを担えるようにしたらどうですかということをご提案した訳ですが、そういう風にならなかった。県が何を担うべきかということでご草津の文化芸術創造館でも我々は公共が担う必要がないといっているわけではなく、現在の草津におけるあの会館の利用状況を見る限りでは県の役割ではなくて市の役割であろうという判断をしたわけですね。そのように国、県、市町の役割を明確にした上で行政主体の新しい担い手が現れてくるのだったら、それが本当に「新しい公共」的な事業を担えるように制度や資金を援助しながら次の時代に向けた地域における公共サービスの担い手を作っていくということが中期的な目標です。緊急の問題をどうするのかという問題は非常に大きな問題で、それはそれとして骨子の中で書いていくことはあると思うんです。部会としては中期的な県という主体が地域公共サービスの何を担うべきか、今担っているサービスは市町村やその他の主体にどう担われる必要があるのか、新しい地域の公共サービスをどのように地域内部で担っていくのかということをごかなり議論してきました。

C 委員：今の話はすごくよく分かった。そうすると先ほどの廃止するといった話は「新しい公共」という考え方でやっていけばよい。施設の管理運営費がいるのでやむを得ないから廃止するというのはそれでいいが、そこに積み上げてきた人材育成だとか知的財産だとか、そういうものが1つの団体や組織がなくなることで消えてしまうということは大きな損失だと思う。それをカバーするのが「新しい公共」という考え方であったり、協働という考え方であったりするわけだが、その仕組みを作るまで待たない時にうまくドッキングさせる手法はなんとかやれないのかなと。先生がおっしゃったことが即できれば、協議しているなかでトントンといって解決できる問題がいくつかあるのではないかなと思うんです。それが緊急を要する問題かも知れません。ただ滋賀県は全国で下から何番目くらいの知名度がない県だが、すごく有名なものがいっぱいある、それを大事にしておいて欲しいという気持ちがある。

委員長：部会において関西広域連合についてはどのようなご意見が出たのでしょうか。

I 委員：たちまちその問題については深く議論しませんでした。

委員長：実は経済同友会、全国都道府県にあります、今要望書を出しております、今回の地域主権戦略大綱に道州制を入れるべきだという話なんです。滋賀でもずいぶん意見が分かれたが詳細は別にしてたとえば4年という中長期で考えた場合はこれから地域主権のあるべき運営の形を考えたときには国と基礎自治体と真ん中には関西広域連合のようなかたちでの県より広い、基礎自治体でできないことをするセクションが必要ではないかと。今は三層で、河川や広域にまたがる道路は四層になりますが、それを基本的には三層、しかし重点的には基礎自治体に重点を置いたピラミッド型にしていく三層にすべきではないかという方向性を経済界としては要望をしている訳です。そういうところは現行の行政の形の手直しをしていく様に見受けられるが、抜本的な行財政改革にならないのではないかという意味において、そのあたりの考え方を若干入れる必要があるのではないのでしょうか。

I 委員：部会でも少し議論をしたが、関西広域連合では関西でできる課題については個別にテーマごとにやっていこうという実現可能なプランだと個人的に思っているが、もっと現行の制度の枠内で大きな転換が地域主権改革で起こるとすれば国の出先機関の基本的には全廃です、どこまでするかどうか分からないが、全廃された機能を誰が担うのかという問題が当然出てくるわけです。その時に関西広域連合なのか、県なのか、市町なのかという問題は現実的に迫った問題として出てくると思っております。

委員長：子ども手当について若干関心があって、行政の方に聞いたんですが、一番ベストなのは今の児童手当をそのまま増額をすれば必要な人に必要な援助をしてあげられる、子ども手当は逆にマイナスだというお話を聞きました。やはり地域のことは地域で決めるという方向に持っていかないとこれからだめだと思いました。そのような方向は考えていく必要はあるのではないかと。

F 委員：基本方針については大変よく検討していただいたと思いますし、これでいいかと思いますが、若干付け加えていただければという点が2,3ございます。1点目は県の行財政基盤を担う県組織というものをどう考えるのか、ということでございます。地域主権対応ということで国、市町との関係でそれに対応する、それに協働型の社会づくりに対応するということを考えたときに組織基盤も変わっていかないとそういった関係づくりには対応できないだろうと考えております。難しいところもあろうかと思いますが是非ご検討いただきたい。2点目は職員の育成ということで県庁づくりのところを書いていただいているが、むしろ協働型社会であるとか行財政基盤の確立に関係をしてどういう人材を県として必要としている、あるいはどんな人材は県としていないのかを、県の行政として必要で県組織として管理をしなければならない組織や人材というのはどういう存在なのかという、人材像、公務員として働いてもらわなければならない職務というのは一体何なのかという議論がないと協働型社会づくりそ

のものが県職員のための社会づくりになってしまいかねないという気がしております。それから3点目は県民の一人一人の姿をもう少しクリアに出していただきたいというのがあります。受益と負担ということは当然県民が統制をする県政という観点からあり得るわけですが、その時に県民一人一人に何が求められているのか、あるいは逆に県民自体がどういう自覚をしないといけないのかというところの議論がないとこの改革そのものが受け入れていただくことすら難しいのではないかと思います。協働型社会づくりということでそれは重要ですが、そこで出てくるのは団体であったり組織であったり集団であったりするわけですが、そうではなくて一人一人が自分のくらしというものをこの時代にどういう覚悟で生きていくのか、そのところまで議論していかないと、個々は本当に県民の皆さんが納得をしてしかもそのことが将来に繋がっていくのだということをご理解いただくのは難しいのではないかと思います。非常に難しい課題かとは思いますが、盛り込めればよりよい基本方針になるのではないかと思いますのでご検討いただければと思います。

H委員：当初の案よりは今回ご検討いただいた骨子案は、部会で議論したことが反映されたものにはなっております。ただ、まだ一般の県民の方にとって理解しにくい、あるいは、県の抱える課題を考慮すると不十分なところはあると考えております。例えば、「県庁力最大化」という言葉は大変わかりにくいので具体的に詰めていかないといけないと思いますし、県庁職員により重視されていくべきは、事実を冷静にとらえ、その背後にある問題点をどのように構造化し課題として抽出していくことができるのかということだと思います。今までと同じような見方、同じ枠組みでしか見られないことそのものが問題になりますので、この点に変化をもたらす人材が必要だと思います。そういう意味では、県民の側にも変化が必要かと思えます。私はもともと滋賀県民ではなく、主体的に県に住むことを選んだわけですが、同じような理由で県民になる人の数は増えています。そういう滋賀県に住むことを選んだ人たちにここに住む以上はどのような県なのですよということをより提示するということが大切であり、滋賀県にとっても新しい県の姿を具体化するために盛り込みやすいかと思えます。このようなことは骨子案には充分には書けておりませんので、部会の皆さんとご一緒にまた考えたいと思えます。

I委員：いただいたご意見を次回の部会で改めて議論して7月の委員会には試案として膨らました上で提示し、ご意見いただきたいと思えます。

委員長：まだまだご意見もあろうかと思えますが、予定の時間も近づいて参りましたのでこのあたりで終わらせていただきたいと思います。7月下旬の提言の策定に向けまして部会の皆さん、事務局の皆さん、取りまとめをよろしくお願ひしたいと思います。それでは大変お疲れ様でございました。最後に事務局の方から連絡ございましたらお願ひいたします。

事務局 <事務局より今後のスケジュールについて説明>

(5) 閉会

《副知事あいさつ》

熱心な御議論、ありがとうございました。最後に私からも1つお願いです。今回の方針案、「新しい公共」新しいシステムのような、すごく大きなテーマなのですが、正直言ってよくわからない点もございますので、「新しい公共」の具体例のようなものがあればと思いますので、そのあたりも御議論いただければと思います。今日はありがとうございました。

以上